

# スマート国勢調査!



# 国勢調査

# 2015



## 平成27年

# 国勢調査を実施しています

### インターネットでの回答をお願いします

- 国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。
- 平成27年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施するものです。  
調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- 今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答のなかった世帯には、紙の調査票を配布して調査を行います。  
9月10日から、調査員がインターネット回答のための書類をお配りしますので、9月20日までにインターネットでご回答ください。  
※なお、インターネットで回答いただいた世帯には紙の調査票に記入する必要はありませんので、調査員の訪問はありません。
- 調査票には、あなたの世帯の世帯員をみれなく記入してください。

〈国勢調査コールセンター〉

※IP電話の場合 03-4330-2015

# 0570-07-2015

ナビダイヤル

■設置期間/平成27年8月24日から10月31日まで

■受付時間/午前8時～午後9時  
(土・日・祝日にもご利用になれます)

※おかけ間違いのないようご注意ください。※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律で市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話・PHSの場合は、それぞれ所定の通話料金となります。※IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。

## 総務省・福島県・広野町

問 復興企画課 ☎0240-27-1251

## INFORMATION ~まちからのお知らせ~

相談は無料です

### 多重債務・貸金業に関する相談窓口

福島財務事務所では、返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの方々からの相談に応じています。抱えている借金の状況をお聞きし、必要に応じ弁護士・司法書士などの専門家に引き継ぎを行います。相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

また、国や県の登録を受けずに貸金業を営む、いわゆる「ヤミ金融」には十分ご注意ください。ご利用されている貸金業者の登録状況に関する問合せや不正に利用されている預貯金口座に関する相談も受け付けています。

■相談窓口 福島財務事務所 理財課  
(福島市松木町13-2)

■受付日 月曜日～金曜日  
(祝日、年末年始を除く)

■受付時間 午前8時半～正午、午後1時～4時半  
(原則として)

■電話番号 024-533-0064  
(多重債務相談窓口直通)

問 福島財務事務所 多重債務相談窓口  
☎024-533-0064

### アコースティックギターによる弾き語り

#### 復興応援コンサートを開催します

10月4日(日)午後2時から中央体育館2階のミーティングルームで、シンガーソングライター・関島秀樹さんによる復興応援コンサートが開催されます。入場料は無料で、アコースティック・ギターの

温かい音色による弾き語りです。ぜひ、皆さんお誘いあわせのうえ、おいでください。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

### 戦没者などのご遺族へ

#### 第10回特別弔慰金が支給されます

第10回特別弔慰金については、ご遺族の一層の弔慰に意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

##### ■支給対象者

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母ら)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

##### ■戦没者等の死亡当時のご遺族で

1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

2 戦没者などの子

3 戦没者などと生計関係を有していた

①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

(戦没者などと生計関係を有していなかった人、平成27年4月1日において婚姻により姓が変わっている人または遺族以外の人と養子縁組をしている人は除かれます。)

4 前の3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

5 前の1から4以外の戦没者などの三親等以内の親族  
(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限る)

■支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間 平成30年4月2日まで  
(請求期間を過ぎると今回の弔慰金を受けられないので、ご注意ください)

■請求窓口 広野町役場福祉介護課生活福祉係  
☎0240-27-2115

※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。

問 福島県 保健福祉部 社会福祉課  
☎024-521-7166